

令和 6 年 10 月 28 日

三橋市長 様

香芝市議会議長 川田 裕

質問者：木下 充啓

質問状

香芝市議会基本条例第 16 条第 1 項の規定に基づき次のとおり質問するので、同条第 2 項により速やかに回答してください。

香芝市の景観の保護と促進について

香芝市は二上山の裾野に広がって発展してきたが、二上山を望む自然の美しい景観はこれからも保護していくべきであると考えます。また、真美ヶ丘や高山台などでは秩序ある街づくりが行われてきたが、住宅街についても同様に、美しい景観は保護していかなければならない。香芝市の景観の保護についての市長のお考えを伺う。

1. 景観条例の制定について

二上山の周辺で行われている開発行為に対しては、二上山の景観が破壊されるおそれがあるのではないかと懸念する声の一部に上がっているが、この部分における景観の保護については奈良県景観条例等に基づき、奈良県によって適切に規制権限が行使されるべきであると考えます。

一方で、住宅街やそれに隣接する道路等における景観については、特に規制する条例等は制定されていないが、自治会等による自主的な取組には限界もあり、良好な景観を形成し維持していくためには、行政も一定の役割を果たすことが求められると考えます。

香芝市には景観条例がないが、今後、地域や道路の区間を定めて一定のコンセプトを持った秩序のある景観を形成するために、市長は景観条例を制定する考えはあるのか。あるとすれば、いつ頃の時期を目指しているのか。

2. 二上駅前の景観形成について

二上駅前については、市長が進める高度地区による高さ規制の緩和等の対象地域であり、今後は新たな活気のある街づくりが期待される。これまで二上駅の乗降客数は増加してきたものの、未だ十分に開発が進んでいない地域であり、これから良好な景観形成を目指していく余地が残されているものと考えます。しかし、二上駅北側のロータリーに繋がる道路沿いには、2 階建てのアパートのような建物の建設が進んでいるが、一定

のコンセプトを持った景観計画が策定されないままこのような状況が進めば、無秩序な街づくりが進み、良好な景観形成を図っていくための機会が失われてしまう懸念がある。せっきくの新たな活気のある街づくりを進める段階であるから、香芝市を代表する主要駅前の一つとして、美しい景観形成を図りながら開発を進めていくために必要な措置を講ずるべきであると考え。

香芝市には前記１．のとおりの景観条例がなく、二上駅前についても景観計画のような一定のコンセプトを持った上で景観を形成していくための計画や指針も策定されていない。今後、二上駅前について、一定のコンセプトを持った秩序ある景観を形成するために、市長は景観計画のようなものを策定する考えはあるのか。あるとすれば、いつ頃の策定を目指しているのか。

3. 国道１６８号（香芝王寺道路）沿道の景観形成について

国道１６８号については、現在も拡幅工事が行われており、今後は新たな活気のある街づくりが期待される。その沿線は、未だ十分に開発が進んでいない地域であり、これから良好な景観形成を目指していく余地が残されているものと考え。

しかし、一部の区間については既に工事が相当程度進んでおり、道路管理者や奈良県公安委員会等による標柱の設置、沿道の事業者による建物の建築や商業看板の設置なども進んでいる。これらの様子を見れば、一部には景観に配慮した茶色の標柱や看板が設置されるなどしている。例えば、NEXCO西日本が設置する電光掲示板や道路管理者が設置する標柱は茶色に着色されており、奈良県公安委員会が設置する標柱や電信柱は銀色や灰色のままであり、景観に配慮したものとそうでないものが混在している。その結果、良好な景観形成ができているとは言い難い状況である。せっきくの新たな活気のある街づくりを進める段階であるから、香芝市を代表する主要道路の一つとして、美しい景観形成を図りながら整備を進めていくために必要な措置を講ずるべきであると考え。

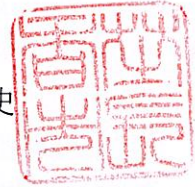
香芝市には前記１．のとおりの景観条例がなく、国道１６８号沿道についても景観計画のような一定のコンセプトを持った上で景観を形成していくための計画や指針も策定されていない。一部の区間については既に工事が相当程度進んでおり、早急に判断することが求められるが、今後、国道１６８号沿道について、一定のコンセプトを持った秩序ある景観を形成するために、市長は景観計画のようなものを策定する考えはあるのか。あるとすれば、いつ頃の策定を目指しているのか。

以上

香 都 第 2 2 0 号
令和6年11月25日

香芝市議会議長 川田 裕 殿

香芝市長 三橋 和史



文書質問に対する回答書の送付について

令和6年10月28日付け木下充啓議員の文書質問に対し、別紙回答書を送付する。

木下充啓議員提出の文書質問に対する回答書

1 について

議員御指摘のとおり、街の良好な景観を形成し維持していくためには、行政が一定の役割を果たすことが求められるところ、本市においては良好な景観を形成し維持することを目的とした条例は制定されていない。

特定の地域や特定の区間の道路及びその道路の境界線から一定の距離の範囲を定め、一定のコンセプトを持った秩序のある景観を形成し維持していく施策を実施するためには、市民等に義務を課し、又は権利の制限をすることが伴うことから、関係の条例を制定する必要があるものとする。

本市としても関係の条例を制定する必要があるものと認識しており、令和7年6月香芝市議会定例会に条例案を提出することを目指している。なお、現在は都市創造部都市計画課において景観保全に関する事項を分掌しているが、令和7年1月1日以降は同部に新設する都市政策交通課において分掌することとなるので、条例案の提出に向けて着実に事務を進めていく。

2 について

二上駅前については、未だ十分に開発が進んでいない地域であるが、令和6年9月に策定した第一次香芝市都市計画再編基本方針に基づいて進めていく高度地区による建築物の高さの最高限度の見直し等によって、今後は新たな活気のある街づくりを目指していく。

しかし、議員御指摘のとおり、二上駅北側のロータリーを含む市道第4-115号線沿いにおいては、一定のコンセプトを持った景観に関する計画が策定されないままアパートのような建物が建設されるなど、このままでは無秩序な街づくりが進み、良好な景観を形成していく機会が失われてしまう懸念があるものとする。

前記のとおり、一定のコンセプトを持った秩序のある景観を形成し維持していくためには関係の条例を制定する必要があるものと認識しており、その条例の制定後、速やかに景観計画についても策定を目指していきたい。

3 について

現在、拡幅事業が実施されている国道168号香芝王寺道路に関しては、およそ旭ヶ丘団地東入口交差点以北の区間及びその道路の境界線から両側10メートルの範囲については、奈良県景観計画において重点景観形成区域に指定さ

れており、建築物の配置、規模、高さ、色彩及び意匠等については景観形成基準によらなければならない区域であるため、一定の景観形成が図られることになるものと認識している。

しかし、およそ同交差点以南の区間等については重点景観形成区域には指定されていないため、景観形成基準によることを要しない。議員御指摘のとおり、現時点では沿道の事業者の建物や看板、西日本高速道路株式会社が設置する電光掲示板や道路管理者等が設置する標柱の一部は茶色に着色されているものの、その他の標柱や電信柱は銀色や灰色のまま設置されており、景観に配慮したものそうでないものが混在している状況である。

国道１６８号については、本市内における主要な幹線道路の一つであることから、前記のとおり、関係の条例の制定後、速やかに景観計画についても策定を目指していきたい。

ただし、議員御指摘のとおり、既に拡幅事業が相当程度進んでおり、関係の条例の制定や景観計画の策定を待っては良好な景観を形成していく機会が失われてしまう懸念があるため、本市としてできることとして、取り急ぎ道路管理者及び奈良県公安委員会等の行政機関に対し、今後設置する標柱等については茶色に統一することを依頼したい。